全国都市緑化ぎふフェア基本計画策定業務 プロポーザル募集要項

令和4年9月1日 岐阜県都市公園整備局都市公園課

第1目的

令和7年4月から6月に開催予定の第42回全国都市緑化ぎふフェア(以下、「フェア」という。)の基本計画の策定にあたっては、NbS(Nature-based Solution)やグリーンインフラといった新しい考え方への理解に基づき、会場計画、運営計画など、多岐にわたる検討内容に対し、幅広い専門知識や豊富な経験により行われることが求められる。

このため、計画策定に向けた業務体制、全国規模の類似のイベントを行った経験等に基づき総合的な業務実施能力を評価するプロポーザル方式により、受託者を決定する。

第2 業務内容

1 委託業務名

全国都市緑化ぎふフェア基本計画策定業務

2 業務内容等

別添「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)までの間 ※業務のスケジュールは別添のとおり

4 委託予定価格

上限額:9,329,560円(消費税及び地方消費税を含む。) ※当該上限額を超える見積額の提案は選定除外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人(法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。)又は、複数の法人で構成される団体(以下、「共同体」という。)とし、以下の(1)から(10)までの要件を満たすことが必要です。

共同体で参加する場合には、その代表法人にあっては(1)から(2)及び(4)から(10)までの要件を、その他の構成員の法人にあっては全ての者が(4)から(10)までの要件を満たしていること並びに共同体の1以上の法人が(3)の要件を満たしている必要があります。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申し込み(他の団体と共同体を構成して参加申し込みを行う場合を含む。)を行うことはできません。

- (1) 岐阜県内に本店又は支店を有する者であること。
- (2) 評価会議の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 同種又は類似のイベントにおいて、開催に関する業務等を受注した実績を有する

者であること。

※「同種のイベント」とは、全国都市緑化フェア又は1か月以上の連続した会期 を有する花や緑に関するイベントのことをいう。

「類似のイベント」とは、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会、全国健康 福祉祭、国民文化祭などの全国的なイベントのことをいう。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県(以下、「県」という。)が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとれる破産事件に係るものを含む。)
- (7) 県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から全国都市緑化ぎふフェア基本計画策定業務プロポーザル評価会議(以下、「評価会議」という。)の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
 - ※これらの要件は上記(5)を除き、参加申込み時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

2 企画提案書の作成

別紙仕様書を踏まえ、以下の項目について、事業の企画を様式2に沿って作成してください。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1)委託業務の実施方針

今回の基本計画策定業務を行うにあたり、フェアの事業趣旨を踏まえどのような視点・方針をもって臨むかを、原則としてA4サイズ1~2枚にまとめて提出してください。

- (2) 委託業務の実施体制について
- (3) 委託業務スケジュールについて
- (4) 同種のイベント又は類似のイベントの受注実績

3 プロポーザルの手続き等

- (1) スケジュール
 - ① 募集要項等の公表・配布
 - ② 募集要項等に関する質問書受付
 - ③ プロポーザル参加申込受付
 - ④ 企画提案書受付
 - ⑤ プロポーザル評価会議
 - ⑥ 評価結果の通知・公表

令和4年9月1日(木)~ 9月16日(金)

令和4年9月1日(木)~ 9月15日(木)

令和4年9月1日(木)~ 9月16日(金)

令和4年9月1日(木)~ 10月3日(月)

令和4年10月中旬(予定)

令和4年10月中旬(予定)

(2) 募集要項等の配付場所

募集要項等は、岐阜県ホームページから入手してください。

岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」(http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/)

なお、担当課窓口又は郵送等での配布は行いません。

- (3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表
 - ① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式7)を都市公園課宛てに、ファックス又は電子メール(ファイル形式はWordとする)により、期限内に提出してください。

② 受付期間

令和4年9月1日(木)~令和4年9月15日(木)午後5時15分まで

③ 提出場所

岐阜県都市公園整備局都市公園課活用推進係

(〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県庁8階)

TEL 058-272-8664

FAX 058-278-2776

電子メールアドレス c11669@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」(http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposa 1/)にある本業務のページ上で公表します。

(4) 資料の閲覧

次の資料は、都市公園課内で閲覧することができます。

閲覧を希望するときは、都市公園課活用推進係あてに閲覧希望日時を電話でご連絡ください。

- ① 県営都市公園プロモーション強化基本構想に係る支援業務報告書
- ② 閲覧期間

令和4年9月1日(木)から令和4年10月3日(月)までの平日 午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時から午後1時までを除く)

(5) プロポーザル参加申込書の受付

プロポーザル参加希望者は、令和4年9月16日(金)午後5時15分までに、 参加申込書(様式1)を都市公園課まで持参又は郵送により提出してください。 郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付してください。また、受付期限までに、電話により到着確認を行ってください。

- (6) 企画提案書等、書類の受付
 - ① 提出書類
 - ア 全国都市緑化ぎふフェア基本計画策定業務企画提案書(様式2)
 - イ 法人概要書(様式3)
 - ウ 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から3カ月以内のもの)又はその

写し

- 工 誓約書(様式4)
- 才 見積書
- カ 直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類す る書類
- キ 共同体構成員表(共同体で参加申し込みする場合) (様式5)
- ク 全国都市緑化ぎふフェア基本計画策定業務に関する共同体協定書の写し (共同体で参加申し込みする場合) (様式 6)
- ※共同体で参加申込みする場合、上記イから工及びカの書類は、すべての構成員 について提出してください。
- ② 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

③ 提出方法

令和4年10月3日(月)午後5時15分までに都市公園課に持参又は郵送により 提出してください。

郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕を もって送付してください。また、電話により到着確認を行ってください。

- (7) プロポーザル参加に際しての注意事項
 - ① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った 場合。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容 を意図的に開示した場合。
- エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。
- オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。
- カーその他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- ② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

- ④ 提出書類の変更の禁止 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。 (軽微なものは除く。)
- ⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ 計画策定の協議

基本計画の策定については、受託者決定後に、県と受託者が協議を行い決定する ものであり、提案のすべてが採用されるものではないことに留意してください。

また、本件プロポーザルは企画・提案する能力、実現可能な提案を行う能力、業務を円滑に遂行する能力を求めるものであることを認識したうえで提案してくだ

さい。

⑧ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がな されない場合は、辞退したものとみなします。

- イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に 同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56 号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日までに、辞退届(様式自由)を都市公園課に持参又は郵送により提出してください。
- オー県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

(8) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。)とします。
- ③ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法等

評価は、県が別に定める構成員により組織された「全国都市緑化ぎふフェア基本計画策定業務プロポーザル評価会議」(以下、「評価会議」という。)が行います。

2 評価会議

(1) 開催日等

令和4年10月中旬(予定)

※開催場所は日時と併せて連絡します。

- (2) プロポーザルの所要時間
 - ・プレゼンテーション20分間(プロポーザル参加申込書の受付順)
 - ・プレゼンテーション終了後、質疑を行います。(10分程度)
 - ・プロジェクター等の使用は認めません。提出した提案書のみでプレゼンテーションを行ってください。
- (3) 注意事項
 - ・プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出 後、別途連絡します。
 - ・評価会議は非公開で行います。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできません。
 - ・指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。

3 評価項目及び評価内容

詳細については、別表評価基準のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定します。

5 提案者がない場合の取扱い

提案者がない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
- ② 全プロポーザル参加者の名称(申込順)
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点 ※ (得点順。提案金額を含む。参加者の名称は秘匿) ※名称と評価点との対応関係は明らかにしません。 参加者が2者の場合には公表しないこととします。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合の理由

第5 契約に係る注意事項

1 最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」 に基づく入札参加資格停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受 けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約締結後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

2 選定した最優秀提案者と県が協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の順位点が次に低い提案者(最低基準点に満たない者を除く。)と契約交渉を行うこととします。

3 全国都市緑化ぎふフェアの開催について、国土交通省の承認が得られない場合は、 今回の企画提案による委託業務は執行しません。それに伴い、プロポーザル参加者又 は受託予定者において損害が生じた場合、県はその損害について一切負担しません。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が業務を遂行するにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己 の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の 措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の解除が

できます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

岐阜県都市公園整備局都市公園課活用推進係

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (3772)

058-272-8664 (ダイヤルイン)

FAX = 058 - 278 - 2776

電子メール c11669@pref.gifu.lg.jp

全国都市緑化ぎふフェア基本計画策定委託業務 評価基準

評価方法は、以下のとおりとする。

- (1)第1表の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、各構成員の採点数の合計を算出する。
- (2)構成員ごとに点数の高い提案から順に第2表のとおり順位点を付する。
- (3) 各構成員の順位点を合計し、順位点合計が最も低い提案者を最優秀提案者とする。
- (4)(3)に関わらず各構成員の評価点の合計が満点の 6 割未満となった提案は選定から除外する。
- (5)順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。なお、順位点及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。
- (6) 提案者が1者のみの場合には、評価の結果において、各構成員の評価点の合計が満点の6割以上の評価を得た場合は当該提案者を優秀提案者とし、満点の6割未満の場合には再度公募を実施するものとする。

第1表

評価項目及び評価の内容(評価点合計100点)	評価基準				
1 実施主体の適格性(60点)	優良	良	普通	やや 不十分	不十分
① 委託業務の実施体制 ・必要な専門知識を有する者の確保など、本業務の目 的を達成するための実施体制は十分か。	2 0	1 6	1 2	8	4
② 委託業務スケジュール ・スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	1 5	1 2	9	6	3
③ 同種のイベント又は全国規模の類似のイベントの受注 実績 ・イベント業務の概要及び規模は、フェア基本計画策 定の参考になるものか。 ・受注実績からみて、業務実施に必要な知識、ノウハ ウ、経験等を有するか。	1 5	1 2	9	6	3
④ 見積書の妥当性 ・事業費の積算は妥当か。	1 0	8	6	4	2
2 提案内容の妥当性(40点)	優良	良	普通	やや 不十分	不十分
① 全国都市緑化フェアの理解 ・全国都市緑化フェアの開催趣旨、全国都市緑化ぎふ フェアの開催目的を踏まえた視点・方針としている か。	1 0	8	6	4	2
② 県が策定する都市公園活性化基本戦略の理解 ・「岐阜県都市公園活性化基本戦略」「新・岐阜県都 市公園活性化基本戦略」の内容を踏まえた視点・方 針としているか。	1 0	8	6	4	2
③ 県営都市公園の理解 ・県営都市公園ごとの特色を踏まえた視点・方針とし ているか。	1 0	8	6	4	2
④ 項目の設定および妥当性 ・基本計画策定業務の項目を意識した記載となっているか。 ・項目ごとの視点・方針は適切か。	1 0	8	6	4	2

第2表

構成員の点数評価順位	1位の提案	2位の提案	3位の提案	• • •
順位点	1	2	3	• • •